



入居収入基準（月収額）

入居収入基準（月収額）は、世帯における1年間の総所得金額を計算したうえ、あてはまる控除額をすべて差し引いた残りの額を12で割った金額です。

下記の原則階層・裁量階層の**入居収入基準（月収額）**を超えた方は**申込みできません**。

（計算方法は**38～45ページ**「月収額の計算のしかた」を参照）

入居収入基準（月収額）の計算は、申込資格の**基準日である申込月の1日現在**の状況について行います。

1 原則階層

		月 収 額
原則階層	公営住宅	0～158,000円以下
	改良住宅	0～114,000円以下

※月収額の計算方法は**38～45ページ**「月収額の計算のしかた」を参照

改良住宅とは、住宅密集地域の住宅改良を行うために住宅地区改良法に基づき建設された住宅で、入居収入基準（月収額）が公営住宅より低くなっています。

上記の入居収入基準（月収額）を超えた方は、**申込みできません**。ただし、次に掲げる世帯（裁量階層）である場合は、**2の裁量階層**をご覧ください。

2 裁量階層

		月 収 額
裁量階層	公営住宅	158,001～214,000円以下
	改良住宅	114,001～139,000円以下

次のいずれかに該当する世帯については、**原則階層に比べ入居収入基準（月収額）の緩和措置がとられています**。

なお、裁量階層として応募され入居が決定した場合は、資格審査の際、次の証明書類が必要になります。

裁量階層対象世帯	当選後に必要な証明書類
子育て世帯 （注）子育て世帯向住宅に申込みの場合のみに適用	住民票 （入居者全員の年齢が証明できるもの）
高齢者世帯	住民票 （入居者全員の年齢が証明できるもの）
障害者世帯	身体障害者手帳などのコピー
戦傷病者世帯	戦傷病者手帳のコピー
被爆者世帯	被爆者手帳のコピー
ハンセン病療養所入所者等世帯	国立ハンセン病療養所等の長の発行する証明書
海外引揚者世帯	永住帰国者証明書のコピー

※なお、子どもの成長に伴い、義務教育終了前の子どもがいなくなった際は、入居収入基準（月収額）15.8万円が適用されます。

入居収入基準早見表

前ページの入居収入基準（月収額）を実際の年間収入額であらわすと以下のとおりとなります。ただし、この早見表は入居しようとする家族の中に収入のある方が**1人**の場合のだいたいの目安です。

給与所得者

（令和3年分の**総収入金額**によります。）

世帯人数	単 身 者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
原則階層	公営住宅	2,967,999円以下	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下	4,947,999円以下
	改良住宅	2,211,999円以下	2,755,999円以下	3,299,999円以下	3,811,999円以下	4,287,999円以下
裁量階層	公営住宅	3,887,999円以下	4,363,999円以下	4,835,999円以下	5,311,999円以下	5,787,999円以下
	改良住宅	2,643,999円以下	3,183,999円以下	3,711,999円以下	4,187,999円以下	4,663,999円以下

令和3年分 給与所得の源泉徴収票

この早見表で確認する金額は令和3年分源泉徴収票の支払金額欄の箇所です。

（注）以下の場合は上記の早見表は参考になりません。

- 1 老人扶養控除、老人配偶者控除、特定扶養親族控除、寡婦控除、ひとり親控除、障害者控除及び特別障害者控除の対象者のいる世帯は、控除額が多くなるために早見表の金額より上限が高くなります。
- 2 入居しようとする家族に収入のある方が2人以上いる場合。
- 3 令和3年1月2日から申込基準日までの間に就職、転職、休職、退職した場合。

事業所得者

（令和3年分の**所得金額**によります。）

世帯人数	単 身 者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
原則階層	公営住宅	1,896,011円以下	2,276,011円以下	2,656,011円以下	3,036,011円以下	3,416,011円以下
	改良住宅	1,368,011円以下	1,748,011円以下	2,128,011円以下	2,508,011円以下	2,888,011円以下
裁量階層	公営住宅	2,568,011円以下	2,948,011円以下	3,328,011円以下	3,708,011円以下	4,088,011円以下
	改良住宅	1,668,011円以下	2,048,011円以下	2,428,011円以下	2,808,011円以下	3,188,011円以下

この早見表で確認する金額は令和3年分の所得税の確定申告書で「所得金額」欄の⑨番の合計欄の箇所です。

（注）以下の場合は上記の早見表は参考になりません。

- 1 老人扶養控除、老人配偶者控除、特定扶養親族控除、寡婦控除、ひとり親控除、障害者控除及び特別障害者控除の対象者のいる世帯は、控除額が多くなるために早見表の金額より上限が高くなります。
- 2 入居しようとする家族に収入のある方が2人以上いる場合。
- 3 令和3年1月2日から申込基準日までの間に開業、廃業した場合。

※月収額の計算方法は**38～45ページ**の「月収額の計算のしかた」をご覧ください。



申込書の記入例

◎この記入例を参考にしてご記入ください。

○希望する住宅の募集
地区番号、地区名を
記入してください。

○該当するものを○で囲んでください。
单身の方の申込資格は、**28ページ**
を参照してください。

○「裁量世帯」とは、
10ページを参照
してください。

県営住宅入居申込書（常時）（色刷り枠内のみご記入ください。） 令和 年 月 日

神奈川県住宅営繕事務所長 殿 県営住宅の入居について、次のとおり申込みます。この申込書に偽りの記載があるとき、又は申込者若しくは同居しようとする親族が暴力団員であるなど、県営住宅の申込資格を有していないときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。

受付番号	R0420		
氏名(カタカナ)	カナカ タロウ	性別	①男
募集地区番号	204011	地区名	西原 A

※下段は該当する番号に○印をつけてください。（該当しない方は○印をつける必要はありません。）

単身の方	①高齢者	②身体障害者(級)	③精神・知的障害者(級)	④DV	⑤生保	⑥海外帰国者	⑦その他
裁量世帯	①身体障害者(級)	②子育て世帯	③戦傷病・被爆者等	④海外帰国者	⑤高齢者	⑥その他	
入居者数	0	人	※年間(推定)総収入金額欄は申込時に収入のある方は、全員記入してください。				

ID	氏名	続柄	生年月日			年齢	同居別居	職業(学校名)	年間(推定)総収入金額		年間所得金額		裁量世帯コード
			元	号	月				日	円	円	円	
01	神奈川太郎	本人	大	昭	39	01	158	会社員	給与 3,800,000	年金 2,600,000	円	円	
02	正子	妻	大	昭	40	09	157	無職	円	円	円	円	
03	和男	長男	大	昭	06	02	028	アルバイト	給与 1,200,000	年金 650,000	円	円	
04	花子	長女	大	昭	12	11	2521	大通大4年 障害3級	円	円	円	円	
05			大	昭				同	円	円	円	円	
06			大	昭				同	円	円	円	円	

控除額	114万円	基礎振替	20万円	老人扶養	万円	特定親族	25万円	障害	27万円	特別障害	万円	寡婦	円	ひとり親	円	B 控除額計	1,860,000円	A 年間所得計	3,250,000円
0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	万		月取額	

(A 年間所得計 3,250,000円 - B 控除額計 1,860,000円) ÷ 12 = 115,833円

○申込者及び同居しようとする親族は全員記入してください。学生の場合には職業欄に学校名・学年を記入してください。

○この金額の出し方は月収額の計算のしかた**38~45ページ**をよく読んで間違いのないよう計算してください。月収額が公営住宅の場合158,000円(裁量階層214,000円)、改良住宅の場合114,000円(裁量階層139,000円)を超えた方は申込みできません。

※必ず記入してください。

現住所(カタカナ)	郵便番号	231-0021	連絡先電話番号	1	090-XXXX-XXXX
			※連絡のつきやすい番号を記入して下さい。	2	045-201-XXXX
	市区町村名	ヨコハマシ ナカク			
	町名・丁目・番地	ニホンオオトオリ 1			
方書(アパート・マンション名等)	イロハニアハート	202			
婚約者・別居者の現住所			電話()		
申込者勤務先(日中の連絡先)	名称	〇×株式会社	電話	海外部 営業課 第一係	
		※申込者に連絡先がない場合の代理人等	電話	(045) 201-8300 内線	302

○ここに記入された住所に通知しますので正確に記入してください。連絡先(電話・携帯など)も必ず記入してください。

○入居しようとする家族の中に婚約者・別居者がいる場合は、その現住所等を必ず記入してください。

住宅に困っている状況(該当するすべての事項を必ず記入してください。) ※2、4は必ず記入してください。

① 他世帯と共同(親子等は除く)	台所・便所・浴室(共同世帯)	① 県営住宅(団地)
② 部屋がせまい(1人平均4畳以下)	畳数12畳(洋間も含む)÷使用人数4名=1人平均3.0畳	② UR(旧公団)、公社住宅
③ 非住宅建物	建物の概要	③ 市町村営住宅
④ 家賃が高い(1畳あたり3,000円以上)	月額75,000円÷畳数12畳(洋間も含む)=1畳あたり6,250円	④ 民間の賃貸住宅
⑤ 結婚後の住居がない	婚姻届の予定年月	⑤ 社宅
⑥ 正当な立ち退き要求を受けている	理由	⑥ 両親等と同居中
⑦ 通勤時間に片道2時間以上かかる(通勤先までの経路)	片道通常時間分経路(乗り換え時間は10分とする)	
⑧ 子育てに適する公営住宅及び若年夫婦世帯向住宅の有効期間の満了する日が5年以内に到来	住宅の名称(有効期間年月日から年月日まで)	

○住宅に困っている状況で該当するすべての番号に○をつけ、理由を記入してください。申込資格の**住宅困窮理由**を参照。

○一畳当たりの計算は、1ヶ月の家賃金額(共益費、駐車場費を除きます)を、居住部分(台所、便所、浴室、洗面所などは除き、洋間は含みます。)を合計した畳数で割り算をしてください。

○該当する項目の番号を○で囲んでください。



世帯向け住宅の申込資格

※単身向け住宅に

申込みをされる方は28ページをご覧ください。

すべての申込資格は**申込月の1日**現在が基準となります。(なお、県営住宅は、低額所得者や、高齢者、障害者など、住宅に困っている方のために建てられたものです。以下

申込者が入居までに申込資格を喪失した場合は、失格となります。)の申込資格をよく読んで、申込資格を有しているかを確認してください。

共通の資格	特定の資格 共通の資格の他に以下の条件を満たしていること。	ページ数	
		あき家住宅	特別あき家
<p>①夫婦（婚約者及び内縁関係にあるものを含みます。） または親子を主体とした家族であること。</p> <p>(注1) 結婚予定の方は、婚姻した旨の証明が提出されないと入居できません。 (入居手続きまでに証明書の提出が必要です。)</p> <p>(注2) 兄弟（両親死亡の場合を除きます。）だけの申込みや、両親のうち片方だけと同居（両親が離婚している場合等は除きます。）するなど、家族を不自然に分割しての申込みはできません。</p> <p>(注3) 内縁関係にあるものとは、戸籍上配偶者がなく、住民票の続柄に「未届けの妻」または「未届けの夫」とある方です。</p> <p>(注4) 県内の市町村が発行するパートナーシップ証明書をお持ちの方は、お申込みできますので、お問い合わせ下さい。</p>	<p>一般世帯向け住宅</p> <p>共通の資格</p>	16 ・ 18 ・ 21	19 ・ 20
<p>②現在、次の1～8のいずれかに該当する住宅困窮理由があること。</p> <p>1 他の世帯と炊事場、便所、浴室のいずれかを共同使用している。(親子等との同居は除く。)</p> <p>2 住宅がせまい。(居住部分が一人あたり4畳以下)</p> <p>3 住宅用でない建物に住んでいる。</p> <p>4 家賃が高い。(居住部分が1畳あたり3,000円以上)</p> <p>5 住宅がないために、親族（婚約者を含みます。）と同居ができない。</p> <p>6 借地借家法に基づく正当な理由か、またはこれに準ずる理由により家主から立退き要求を受けている。</p> <p>7 通勤に片道2時間以上かかる。(各交通機関の標準所要時間を用い、乗り換え時間は10分として計算します。)</p> <p>8 子育てに適する公営住宅及び若年夫婦世帯向け住宅の有効期間の満了する日が5年以内に到来する。(子育て世帯向け住宅への申込みを除く。)</p> <p>※すでに県営住宅へ入居されている方は、上記2・4・5・7・8のいずれかの住宅困窮理由があること。</p>	<p>子育て世帯向け住宅(入居期限付き住宅)</p> <p>申込者が、義務教育終了前の子ども（平成19年4月2日以後の出生）と現在同居し、子どもを扶養している世帯。 ※詳しくは、9ページの「子育て世帯向け住宅(入居期限付き住宅)について」をご覧ください。</p>	22	—
<p>③10ページの入居収入基準（月収額）内であること。 (月収額の算出方法は、38～45ページを参照してください。)</p> <p>④個人の県民税及び市町村民税を滞納していないこと。</p> <p>⑤県営住宅の家賃を滞納していないこと。</p> <p>⑥申込者又は同居しようとする親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。</p>	<p>身体障害者向け住宅</p> <p>ア 身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級までの障害のある方と同居する世帯。</p> <p>イ 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症の方と表ノ3の第1款症の障害のある方と同居する世帯。</p> <p>ウ すでに県営住宅に入居されている方で、アの要件を満たす方が、身体障害者向け住宅への入居を希望される場合。</p> <p>(車いす) ……………車いすを使用する方と同居する世帯。 (車いす以外) ……………車いすを使用しない方と同居する世帯。</p>	23 ・ 24 ・ 27	25